



Title	農協民主化論の検討のために：民主主義理解を中心に
Author(s)	宮崎, 隆志
Citation	社会教育研究, 9, 63-71
Issue Date	1989-01
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/28470
Type	bulletin (article)
File Information	9_P63-71.pdf



[Instructions for use](#)

農協民主化論の検討のために

——民主主義理解を中心に——

宮崎 隆 志

1 はじめに

協同組合の組織形態上の特質として、いわゆる協同組合原則（＝協同組合民主主義）をあげることは常識的な理解と思われる。この原則を協同組合の本質とみなすところに協同組合主義が発生したことも周知のとおりであるが、それに対しては協同組合への階級関係、生産関係の反映を指摘することによる批判が近藤康男氏をはじめとしてなされてきた。それらの意図するところが協同組合をつうじた支配関係を暴露することにあつたのは明白であり、そしてそれ故に協同組合の民主化は当初から実践的な課題として提起されてきた。

この課題が民主化＝近代化として、半封建制（性）の打破である限りでは、協同組合民主主義自体は必ずしも批判されないが、今日では「部落における身分的支配を打破する闘い」によって民主化が達成されるとはいえない以上、協同組合をめぐる民主主義それ自体についても検討を加えることが必要であるように思われる。すなわち、かつてのように人格的依存（支配）関係が近代的形態たる協同組合民主主義に「反映」し、あるいは「しのびこむ」のではなく、今日では協同組合民主主義そのものによって支配関係が再生産されているように思われ¹⁾、事実として存在する支配関係（疎外）の止揚のためには、協同組合民主主義の批判的理解が不可欠であるように思われる。

とはいえ小論では、かかる支配関係そのものを対象とすることはできず、そのための予備的考察を行うにすぎない。ここでの課題は、農協民主化をいう場合の民主主義の把握の方法、および民主主義の理念を担う主体の形成についての展望を、いくつかの民主主義理論によりつつ検討することに限定される。

2 農協民主化論における課題設定

まず、近藤氏を中心に、農協民主化をいう場合の課題の設定をてがかりとし、実現されるべきとされた民主主義の理念について確認しておこう。近藤氏は日本における協同組合は形式的には民主主義原則をそなえるものの、実質的には「国家資本主義」によってそれが圧殺されていると述べる²⁾。その際、念頭におかれているのは「ロッヂデール原則」であり、そこには協同組合の原形がみられるとの位置づけがあたえられている³⁾。この「原形」たる評価については詳しく展開されていないが、文脈からすると国家権力からの独立、および労働組合（さらには無産政党）との関連、すなわち階級的基礎を有することを評価の基準として推察しうる。近藤氏はロッヂデール消費組合に関し、「協同組合デモクラシー

はその基礎を有していた」⁴⁾と述べているが、以上の「原形」理解によれば、「協同組合デモクラシー」の「基礎」は、失業の困難に直面した労働者の自立要求にあると理解してもよいであろう。したがって、その基礎が異なる日本の農協の場合では、「ロッヂデール原則」がもつ意義は、当時のイギリス労働者階級にとってそれが有していた意義とは当然異なることになる。

このように近藤氏の協同組合民主主義評価は、その階級的性格を重視したものといえよう。それ故日本の農協における協同組合民主主義の形式的性格も、農協が階級的基礎を持たないことにより説明される。例えば「協同組合が階級的基礎を有せず、商業利潤の一部を低減するための労働者、独立生産者の経済組織であるという関係は、政治的には中立性への執着となって姿を現すばかりでなく、特に重要なことは政治権力からの影響を強く受けることである」⁵⁾と述べ、協同組合が「経済の流通という上層部面にのみ触れる」ものであるが故に、その根底にある階級関係（生産関係）を問題にしえず、また形式的民主主義を実質的な支配（経済的・政治的）に転化することも容認せざるをえないことを主張している。

かかる理解に基づき、近藤氏は民主化の課題を実質的な平等関係の達成に定めている。協同組合における平等に関し、近藤氏は「組合員は組合に対しては平等を有しているけれども、彼らの本来立っている立場における差をそのままに保有しつつ平等である。したがってこの平等は平等でなくなる」⁶⁾のであり、「協同組合の平等がその形式と実質の間に間隙を見出さないのは組合員の間における平等が存在する場合に限る」⁷⁾と述べているが、それは戦後に至り「耕作者中心の民主主義、および労農同盟として具体的に提起される。前者は農事実行組合が農地、労働力、生産手段を管理するようになることによって、「官僚的な機構の末端機関ならず、逆に民主的な全組織の一番基礎になりうる」⁸⁾とするもので、かかる「社会化した生産」に到達するには、「農事実行組合が農民大衆の自主的な組織として運営される必要」があり、それは生産手段を持たない耕作者をも包摂することによって達成される。後者はそのためには「農村以外の第三者」が関与することが必要であることを主張するもので、食糧問題の解決のための消費者、消費組合、労働組合との協議会や肥料の生産、配給に関する農民の関与が提起されている。いわば「農業生産計画そのものが、農民以外、ことに労働者階級の意向を取り入れて計画されなくてはならない」⁹⁾のであるが、それは農村外部の民主的要素の意向を自らの運営に反映させることによってのみ、農村、農協の民主化は達成されるからであるという。

以上のように、近藤氏の協同組合民主主義批判は、協同組合が流過程において組織されることに基づく協同組合民主主義の形式的性格を、生産過程における事実上の支配関係を対置することによって明らかにするという形でなされている。そして生産過程が耕作者、さらには労働者も含めた集団により管理されるときに、農協はその階級的基礎を得て、民主的に組織されるという展望が描かれる。この視角は、その後、農協民主化の課題を生産共同化をめぐる対抗関係において把握した山田定市氏や組合的協業、労働の社会化として農協を把握することをめざした美土路達雄氏によって継承され、発展させられたとみてよからう。

しかし、農協民主化の実践のためには、協同組合民主主義を歴史的な意義と限界において把握することが必要であるとするならば、問題は流過程における「民主主義」と生産過程における支配関係の関係を問うこと、あるいは生産過程における組織化の際の編成原理（民主主義）の性格を問うことにあったのではなからうか。換言すれば、流過程における「民主主義」が存在するもとの支配関係の再生産がいかにされるのか、それら相互の媒介関係をいかに理解すべきかといった問題、さらに支配関係を批判し民主化を遂行する際の民主主義の理念はいかなるものであり、それは生産過程の変化といかなる関連を有するのか、ということが問題にされねばならない。近藤氏にそくしてみれば、失業に直面した労働者の自立や、自作農のみでなく生産手段を持たない耕作者の耕作権の保障を民主主義の実質化の要点として提起することは、すでにいわゆる協同組合民主主義の理解を大きく超えるものであろう。それは民主主義把握の場を流過程から生産過程に移すものであり、生産過程における自由や平等に関する新たな理念を内に含むとみてよい。そうであれば、かかる理念の正当性はどこにあり、それは民主主義が形式でしかない現実の支配関係のもとの、どのように発生し、あるいは存在しているのか、といったことが問われねばならない。もちろん、それは戦後自作農の性格や戦後の支配構造をふまえて具体的に検討されるべきであるが、それは今後の課題とし、さしあたりは流過程、あるいは商品・貨幣論レベルにおいて把握されるブルジョア民主主義に対する批判の方法について、若干の論者（農協民主化論を離れた一般的議論であるが）の所説を検討することにより、批判の視点を得ることに課題を限定する。

3 ブルジョア民主主義批判の方法

(1) 川島武宜氏の近代的所有権論

流過程における「民主主義」と生産過程における支配関係を静態的な対立関係にとどめず、それらを近代的所有権の内在矛盾の展開として動態的に理解したのが川島武宜氏である。氏は私的所有権を、所有権を「権利」たらしめるところの社会的モメントが所有権から分離され、客体に対する支配がその現象形態においては社会関係から捨象され「私的」なものとして現れるところの所有権の形態であると特徴づけつつ、近代的所有権をかかえる私的所有権一般から特殊＝歴史的形態として区別する。すなわち近代的所有権は、私的モメントと社会的モメントの分離が徹底的となり、また同時に私的性質と社会的関連の徹底がもたらされた形態であるが¹⁰、この形態は資本制生産によって基礎づけられている点で商品交換関係において与えられる私的所有一般とは異なるものであり、またそうであるが故にそれは全法体系の端緒の形態となるとする。すなわち資本制的生産の場面においては、私的所有の客体は資本としての生産手段であり、所有から排除される者が「契約」をとおして労働力を販売することにより、生産は私的に行われ、生産物たる商品も私的に所有される。これを川島氏は「所有権がその私的性質を起点として行う運動」、つまり所有権の私的性質に内在する矛盾の資本制的解決形態として特徴づける。この運動により資本制生産の社会的な関係、あるいは所有の社会的な関係が展開されるのであり、その意

味において資本としての私的所有権＝近代的所有権は、全法体系の端緒の形態たりうるとされている¹¹⁾。

このように川島氏においては、資本としての私的所有権が生産過程、流通過程における社会的諸関係を編成する根源的主体としての位置を占めており、私的所有権の矛盾が根源的主体における本質的な矛盾として把握されている。すなわち、流通過程においてはそれが信用や株式会社を生みだしていくのであり、生産過程においては所有権の私的性質が、社会的な生産を私的に遂行するための強制と支配として現れる。それ故、氏においては生産において現れる所有権の自由も、一方で抽象的普遍的な平等者の自由を指示し、他方で具体的特殊な不平等、支配・強制の関係を指示するという矛盾した側面の統一（前者は後者の現象形態）として把握される。このように近代的所有権の矛盾は私的性質と社会的性質の矛盾であると同時に、自由の抽象的普遍性と具体的特殊性との矛盾としても把握されている。

後者に基づき、川島氏は近代的人格の法意識における矛盾を次のように把握する。つまり、それは、所有権の自由をとおして「人間的自由の意識」（固有の支配領域をもつ主体者としての自己意識と相互に他者の固有の支配領域を尊重しあう意識）に到達する一方、他方では近代的所有権に固有な支配と強制を意識するという、「内在的矛盾」を含んだものとして現れる¹²⁾。もちろん、かかる意識は抽象的・普遍的な「人間的自由」の意識を獲得した主体が存在することによって、はじめて矛盾した意識となりうるものであり、川島氏が近代的所有権の確立としての近代化の必要性を主張するのにもそのためにほかならない。

氏の近代的所有権の理解は、以上のような矛盾した諸側面（端的には私的性格と社会的性格）の統一としてそれを把握するという点で、ブルジョア民主主義に内在する矛盾（例えば自由と平等の対立）の把握や、生産過程と流通過程との統一的把握の展望を与えるものであり、なによりも資本と私的所有権の矛盾の展開として全法体系たる社会的諸関係の批判的理解を可能にするものである。しかし、その矛盾把握の限界も同時に指摘せねばならない。それは自由の抽象的普遍性と具体的特殊性との矛盾の理解にかかわっている。

川島氏のこの点に関する説明を再度確認しておこう。氏は生産手段所有権の私的性格は、その生産の社会的性格と矛盾するとして、流通過程における社会的総資本の再生産の社会性とともに、生産過程における「協業生産の社会性」をあげている。その矛盾は「労働『契約』を必然的に産出し、これを媒介として社会的な生産を現実化する」のであるが、その社会的生産に必然的な社会的管理機能は、生産手段の私的所有に基づき所有者の私的機能として現れる。それは所有権の自由であると同時に、社会的生産労働を私的に維持する「矛盾＝権力機構」である。川島氏はここに自由の矛盾した二側面を把握する。しかし、資本にとってはかかる支配権は契約、あるいは商品交換を通して労働力商品を購入した限りにおいて正当なものであり（労働に基づく所有の論理）、客観的には「抽象的普遍的な平等者の自由」と「具体的特殊な不平等」が対立しようとも、社会的関係（労働契約、社会的労働）を産出する主体としての資本の側においては、かかる対立は存在しない。資本制生産の展開を促す矛盾は、氏が強調

するように、(資本にそくしてみれば)あくまでも所有(管理)の私的性格と労働の社会的性格の矛盾である。「抽象的普遍的な平等者の自由」と「具体的特殊な不平等」の対立を矛盾たらしめるのは、他方の交換者、すなわち資本によって契約関係に措定された賃労働者の側であり、商品交換による資本としての私的所有権の仮象性を追及する主体としての賃労働者にとってそれは矛盾たりうる。川島氏は資本としての所有権の私的性格と社会的性格の矛盾から、自由の矛盾した二側面をも導き出そうとしているようにみうけられるが、自由を矛盾として把握することは、資本-賃労働関係における賃労働者の自己矛盾としてしかなしえないように思われる。かかる理解によって、生産過程における支配が流通過程における平等として現象する際の転倒的性格を把握することができよう(川島氏においてはこの転倒性が必ずしも十分に指摘されていないように思われる)。

さらに、以上の理解は抽象的普遍性としての平等・自由を追及する賃労働者においては、平等・自由は具体的普遍性において存在するとの理解も含意している。そうであれば、生産過程における矛盾を矛盾たらしめる賃労働者の形成を、「所有権の商品交換の基礎の上に自由な主体性を自覚したところの近代的賃労働者」としての形成に求めるだけでは不十分であるといわねばならない。それでは、具体的普遍的な自由・平等とはいかなる理念であり、それはいかに形成されるのか。この点を次に検討してみたい。

(2) マクファーソンの民主主義理論

資本-賃労働関係にそくして民主主義理論の再構成を試みた論者としてC.B. マクファーソンをあげることができる。彼は西欧民主主義理論に内在し対立する二つの主張として、個人の効用の極大化論と個人の諸力の極大化論をあげ、前者を市場論的民主主義理論として総括する。その特徴は個人を効用の消費者とみなし、市場における選択によりその効用は極大化されるとし、市場的自由を人間の本質(効用の消費者)の発展の条件とみなす点にある。マクファーソンはそれに対し、人間の本質を遂行者、自らの人間的属性の創造者・享受者とみなす見解(後者)をJ.S. ミル等から抽出し、積極的に対置する。これは人間の諸力に関する倫理的概念¹³⁾といわれ、人間の潜在的諸力(capacities)の存在を承認しその実現を正当とする見解である。それによれば、潜在的諸力の発揮は自分自身の意識のコントロール(自己決定)のもとになされることが必要であり、自由の概念もかかる意味における自己実現の自由(積極的自由)として理解される。また潜在的諸力の発揮は他の構成員たちの潜在的諸力の発揮を妨げないという仮説が示され、非破壊的潜在的諸力の発揮によって平等が実現されるという。

かかる倫理的力(発展的力とも換言されている)が、労働手段の所有関係により、所有者の有する抽出的力(他人を支配する力、他人から利益を抽出する能力)へと移転させられているのであり、発展的力の実現としての民主主義を実現するためには、労働手段(生産手段)への接近が不可欠であると主張される。

みられるようにマクファーソンの民主主義理解は、人間の本質的な「力」の把握にさかのぼって自由・

平等に関する正当性を獲得しようとする点に特色をもっている。彼は、人間を効用の消費者とみなしその「力」を、満足を充足する手段を獲得したことによって得られた「力」とする定義では、資本-労働関係における「力」の移転を理解できないと批判し、以上の定義、理解を対置するのであるが、確かに、人間をかかえる本質をもった存在者として理解することは、資本制生産のもとにおける（近代的所有権に必然的な）支配を不正義として批判する視点を提供するものであり、その限りでの積極性は認めるべきであろう。しかし、その規範的・倫理的性格は否めず、とりわけ、川島氏が提起した課題が現実の自由・平等を矛盾として把握することであったことからすれば、それには十分応え得ないものであろう。彼においては「力」は量的に把握（さらには計測）されるものであり、その「移転」は加減と同義でしかない。発展的力の実現の展望は、それが不断に抽出的力に「転化」される論理の解明によって与えられるのであり、そのためには労働過程において発展的力が転倒的に発揮される論理の解明、とりわけ発展的力の領有者である賃労働者における「力」の転倒的発現の論理（賃労働者の自己関係）を分析することが不可欠であろう。かかる分析を欠くために、マクファーソンは発展的力の実現を、テクノロジーの発展（強制労働、稀少性からの解放）や福祉国家化にともなう市場社会から準市場社会への移行、自然保護運動の展開、等に求めることになる。これらが彼のいうところの「力の移転」にとって、外的な諸要因であることはいうまでもない¹⁴⁾。

かかる限界を持ちつつも、マクファーソンが提起する「排除されない権利」としての所有権概念、さらにそれが労働手段に対する接近を超えて、政治権力に対する権利（生産資源のコントロールに対する所有権）、ある種の社会に対する権利（社会的諸関係、権力的諸関係のシステムへの関与の権利）とならねばならないとする主張は、注目してよい。これらは、発展的力の実現は所有権の社会的性格に基づかねばなし得ないことを示唆するものであり、当然のこととはいえ、改めて生産過程における発展的力の転倒的発現の展開と資本により展開される生産、所有権の社会的性格との関連を問題にする必要性を示唆するものである。

(3) ペイトマンの参加民主主義理論

最後に制度としての民主主義を支える主体の形成について、C.ペイトマンの主張をみておこう。マクファーソンのいう発展的力を実現する自由を獲得するには、川島氏のいう所有権の私的性格を社会的に規制することが必要となり、そこでは社会的な権力へのなんらかの形で参加（管理）が必然であると思われるからである。

ペイトマンの主張は、国家レベルでのすべての民衆の参加を保障するためには、その他の領域における「民主主義のための社会化」、「社会的訓練」によって、参加にとって求められる資質を育てることが必要である、と要約しうる。それ故、彼女は「参加民主主義理論における参加の主要な機能は教育的なものである」¹⁵⁾ことを強調する。さらに、彼女の理論において特徴的なことは、「その他の領域」のうちで最も重要な分野として産業をあげていることにある。産業における権威構造が参加による社会化を

可能とするように民主化されることによって、人々の政治的有効感をそこにおける参加から獲得していくことができる、という。その際、ペイトマンは参加とはなんらかの決定への参加であるとし、決定への参加を含まない「擬似参加」を区別した上で、最終決定権が上級管理者にある「部分参加」と平等な個人の集団による自己決定としての「完全参加」を区別し、さらに各々において低レベル（作業場）、高レベル（企業全体）を区別している。そして政治的有効感の獲得のためには、高レベルの完全参加が必要であり、そこにおいては私的利益と公的利益のつながりが理解される、という。

このように、ペイトマンは参加の教育的機能を強調するが、具体的には「政治的有効感」の獲得をいうにとどまり、その内実は明らかにしていない。また経済的な決定への参加が「政治的有効感」に連結するという証明も、統計的な相関を示すにとどまり、因果関係までは立ち入っていない。確かにペイトマンは参加によって「個人は私的な個人であると同時に、教育を受けた公的な人間になる多様な機会をもつであろう」¹⁶⁾と述べ、高レベル完全参加では私的であると同時に公的（社会的）な決定をなさざるをえない点に注目しているが、これを「政治的有効感」の根拠として示すのなら、資本の私的性格による社会的性格（国家まで射程に入れて）の媒介関係を明確にすることが不可欠であろう。

またペイトマンはブラウナーを引用しつつ、労働過程の変化と参加、および「政治的有効感」の関連について言及しているが、かかる観点はむしろマクファーソンの発展的力とその実現の自由にかかわる問題領域において、参加の意義を問うことを意味している。それならば「有効感」は、労働者の自己実現の問題として把握されねばならず、それとの関連において政治的自立にいたる「教育的意義」を問題とすべきであろう。これらの問題は、労働者の自己実現としての自由と、近代的所有権の私的性格と社会的性格の矛盾との動的な関連構造の理解なくしては、参加＝管理の意義も明らかにしえないことを示している。

4 お わ り に

小論では、農協民主化をいう際の課題が、流過程において与えられる民主主義（社会関係）の形式的性格と生産過程における支配関係との対立関係を認識することによって設定されていることを確認し、その上でかかる対立関係を矛盾として統一的に把握する（民主主義の矛盾論的把握）ためにいくつかの所説を検討してきた。本来ならば、その検討をふまえて農協民主化論における民主主義理解を批判的に検討すべきであるが、それは今後の課題とせざるをえない。ここでは、民主主義の矛盾論的理解のために必要と思われる若干の課題を整理して、さしあたりのまとめにかえたい。

第一に、自由や平等を矛盾論的に把握するためには、賃労働者の自己関係においてそれをとらえることが必要であろう。資本蓄積の過程においては、労働者が賃労働者として自己関係することにより、資本としての私的所有権が不断に再生産されている。領有法則の転回論は、労働者のかかる自己関係により、自由・平等・所有が支配と強制として転倒的に再生産される論理を明らかにしたものとといえるであ

ろう。この点はすでに「ミル評注」においても明らかである。そこでは、国民経済学の語る「道徳」、「人間に対する人間的な関係」なるものは、「社会的交通の疎外された形態」（私的所有者）を人間の根源的で本質的な形態とみなしたうえで語られる以上、「非道徳的下劣さ」とならざるをえないことが指摘されている。もちろんこれは「道徳」に関してであるが、「疎外の境地」が「道徳的定在」にまで及んでいる、すなわち「道徳」の疎外として把握する方法には注目すべきであろう。われわれは、そのアナロジーにおいて「民主主義の疎外」を把握しようとする¹⁷⁾。

第二に、その上で「疎外＝矛盾」の解決形態の展開として、参加＝管理の問題は位置づけられるべきであろう。この点に関し鈴木敏正氏は、自己実現を追求する実践としての自己教育と相互承認を追求する実践としての相互教育を区別した上で、労働の社会化によって相互教育が必然化し、それを前提に自己教育が現実化するという関連を指摘している¹⁸⁾。これによれば、資本としての私的所有が必然的に産出する社会的労働において、賃労働者の自己関係は社会的な自己関係（相互教育）となり、社会的な自己実現（自己教育）となっていくことになる。かかる陶冶過程（運動）を前提にして、参加の問題、特にその「教育的意義」は検討されるべきであろう¹⁹⁾。

注記

- 1) 地域農政段階における農民の自主性の政策的強調を想起している。
- 2) 近藤康男『協同組合原論』（1934年、引用は『近藤康男著作集 第五巻』、農山漁村文化協会、1974年より）、98頁
- 3) 近藤康男『続・貧しさからの解放』（1954年、引用は『近藤康男著作集 第五巻』より）、469頁
- 4) 注2)に同じ
- 5) 近藤康男『協同組合原論』、95頁
- 6) 同上、61頁
- 7) 同上、49頁
- 8) 近藤康男「戦後の農業問題」（『近藤康男著作集 第七巻』）、137頁
- 9) 同上、140頁
- 10) 川島武宜『所有権法の理論』（1947年、引用は『川島武宜著作集 第七巻』、岩波書店、1981年より）、25頁
- 11) 同上、293頁
- 12) 同上、59～67頁。なおこの点は社会教育学の端緒範疇の理解とも密接にかかわっている。かかる検討を試みたものとして、鈴木敏正「社会教育論の端緒範疇としての近代的人格」（『北海道大学教育学部紀要』第48号、1986年）を参照。
- 13) マクファーソンは、人間の諸力を現に持っている諸力とみなす記述的概念から倫理的概念を区別した上で、後者は、自然的な潜在的諸力、その諸力を発揮するための能力、さらに諸力の発揮のため

の手段への接近を含む概念であるとしている（C.B. マクファーソン『民主主義理論』、青木書店、1978年）。

- 14) なお、マクファーソンも資本主義社会における私的所有権の特殊・歴史性を指摘している。しかし、それは川島氏のように近代的所有権の内在矛盾を把握するためのものではなく、むしろ20世紀中葉以後の所有権概念の変化を浮彫りにするためのものである（『民主主義理論』、205頁以後）。
- 15) C. ペイトマン『参加と民主主義理論』、早稲田大学出版部、1977年、77頁
- 16) 同上、206頁
- 17) この点に関し、有井行夫『マルクスの社会システム理論』、有斐閣、1987年、第二章の注43)を参照されたい。そこでは、マルクスの「義なるもの Recht」を歴史的に相対化するシステム把握が指摘され、さらに「義なるもの」は疎外された類の本質であると指摘されている。なお、小論は有井氏の著作から多くの示唆を得ているが、筆者自身がまだ正確に理解したとはいえないため、明確な引用は行っていない。
- 18) 鈴木敏正「近代的人格の自己疎外と自己教育」（『日本社会教育学会紀要』第23号、1987年）、および『農民の自己教育』論の位置づけに関するノート（『社会教育研究』第8号、1988年）を参照。
- 19) かかる陶冶＝自己教育過程において、賃労働としての自己関係を止揚する主体がいかにも形成されるかが問題であるが、この点に関しては所有ではなく労働に基づく相互承認と自己実現としての団結 *assoziation* が重要であろう。田中秀樹「初期マルクスにおける *Assoziation* 概念の形成」（『社会教育研究』第6号、1985年）を参照。